

(平成27年1月7日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認関東地方第三者委員会東京地方事務室分

### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

8 件

国民年金関係 5 件

厚生年金関係 3 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年9月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年9月から50年3月まで  
私の母は、私が20歳になった昭和45年\*月頃に国民年金の加入手続を行い、私がアルバイトをしながら毎月渡していた食費の中から申立期間の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間が未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母親が昭和45年\*月頃に国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたと述べているが、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらないことから、申立期間は、国民年金の未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である。

そのほか、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年1月から52年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年1月から52年9月まで

私は、私が結婚するとき（昭和51年5月）に私の母から年金手帳を渡されて、これまでの国民年金保険料は納付していたので、これからは自分で保険料を納付するようと言われたことを覚えている。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人が所持する年金手帳の国民年金の記録欄の記載から、昭和52年10月26日に任意加入したことにより払い出されていることが確認でき、同日前に国民年金の被保険者資格を取得した形跡も見られない上、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、申立期間は国民年金の未加入期間として管理されていることがオンライン記録より確認できることから、申立人の母親は当該期間の国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

そのほか、申立人の母親が保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和54年7月から平成4年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和34年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和54年7月から59年9月まで  
② 昭和59年10月から平成3年3月まで  
③ 平成3年4月から4年3月まで  
④ 平成4年4月から同年9月まで

私の母は、私が20歳となった昭和54年\*月頃に私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていたと思う。また、私は、61年10月の婚姻後、妻と一緒に区役所に行き、夫婦の国民年金の加入手続を行い、区役所窓口で夫婦二人分の保険料を2年遡って納付した。その後は毎月夫婦で区役所窓口に行き保険料を納付していた。平成3年度は申請免除となっているが免除申請を行った記憶は無い。申立期間の保険料が未納及び免除とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、申立人の母親が昭和54年\*月頃に申立人の国民年金の加入手続を行ってくれたのではないかと述べているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の第3号被保険者に係る資格取得日から、61年11月頃に払い出されたと推認でき、当該払出時点では、当該期間の国民年金保険料は時効により納付することができない。また、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

申立期間②については、申立人は昭和61年10月に婚姻後、区役所窓口で夫婦の国民年金の加入手続を行い、同窓口で夫婦二人分の保険料を遡って納付し、その後は毎月保険料を納付していたと述べているが、上記手帳記号番号払出時点では、当該期間のうち59年10月から61年3月までの保険料は、国が収納する過年度保険料となるため、区役所窓口で納付することはできない。

申立期間③については、申立人は免除申請を行った記憶は無いと述べているが、

オンライン記録では、当該期間の保険料の免除について、平成3年5月22日に申請され、4年3月24日に処理されていることが確認でき、当該記録を否定する事情は見られない。

また、申立期間①、②、③及び④を合計すると159か月に及び、行政機関が特定の被保険者に対してこれだけの期間の保険料収納に係る事務処理を誤ったとは考え難い。

そのほか、申立人の母親及び申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和59年10月から平成4年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和37年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和59年10月から平成3年3月まで  
② 平成3年4月から4年3月まで  
③ 平成4年4月から同年9月まで

私は、昭和61年10月の婚姻後、夫と一緒に区役所に行き、夫婦の国民年金の加入手続を行い、区役所窓口で夫婦二人分の保険料を2年遡って納付した。その後は毎月夫婦で区役所窓口に行き保険料を納付していた。平成3年度は申請免除となっているが免除申請手続を行った記憶は無い。申立期間の保険料が未納及び免除とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は昭和61年10月に婚姻後、区役所窓口で夫婦の国民年金の加入手続を行い、同窓口で夫婦二人分の国民年金保険料を遡って納付し、その後は毎月保険料を納付していたと述べているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の第3号被保険者に係る資格取得日から、同年11月頃に払い出されたと推認でき、当該払出時点では、当該期間のうち59年10月から61年3月までの保険料は、国が収納する過年度保険料となるため、区役所窓口で納付することはできない。

申立期間②については、申立人は免除申請手続を行った記憶は無いと述べているが、オンライン記録では、当該期間の保険料の免除について、平成3年5月22日に申請され、4年3月24日に処理されていることが確認でき、当該記録を否定する事情は見られない。

また、申立期間①、②及び③を合計すると96か月に及び、行政機関が特定の被保険者に対してこれだけの期間の保険料収納に係る事務処理を誤ったとは考え難い。

そのほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 関東東京国民年金 事案 14081 (事案 9598 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人の平成13年1月から15年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年1月から15年6月まで

私は、知人からお金を借りて、平成14年と15年頃に2回に分けて申立期間の国民年金保険料を遡って納付したにもかかわらず、申立期間が「未納」と記録されているため、記録を訂正するよう申し立てたが、前回の申立てのときには申立期間の保険料の納付場所がはっきりせず、納付行動に関する記憶が明確でないことなどを理由に認められなかった。しかし、区の出張所で納付したことを思い出したので、再度確認して記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

本件申立てについては、申立人は、未納期間が続くと年金の受給資格期間を満たさなくなることから、遡って申立期間の国民年金保険料を納付したと述べているにもかかわらず、申立期間直後の平成15年7月から19年4月までの保険料も未納であること、申立人の納付行動に関する記憶が明確でないことなどから、既に年金記録確認A地方第三者委員会(当時)の決定に基づき23年1月13日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てに当たり、申立人は、申立期間の国民年金保険料を平成14年及び15年頃に2回に分けて区の出張所で納付したことを思い出したと述べているが、14年4月から保険料の収納事務は国に移管されているため、保険料を区が収納することはできないことから、申立人の主張と相違している。

以上のことから、年金記録確認A地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険被保険者として記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年8月1日から同年10月1日まで  
A社に勤務していた申立期間について、厚生年金保険の加入記録が無い。勤務していたことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった臨時職員支払内訳書及びA社の回答によると、申立人は、申立期間を含む平成8年4月5日から同年9月30日まで、同社と雇用関係が継続していたものと認められる。

また、上記支払内訳書により平成8年8月分及び同年9月分の厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険の被保険者資格喪失日は、当初、平成8年10月1日と記録されていたところ、同年11月7日付けで同年8月1日に訂正されていることが確認できる。このことについて、同社は、「学校の夏休み期間中は、勤務可能日数が少なかったため、社会保険加入の要件を満たしていなかった可能性がある。厚生年金保険の事務処理は適正に行っていた。」と回答している。

また、申立人のほか16名についても申立人と同様に、A社における被保険者資格喪失日が、当初記録されていた平成8年10月1日から、同年7月21日又は同年8月1日に訂正処理されていることが確認できることから、当該16名に照会したところ、回答のあった4名の中で、訂正処理及び保険料控除について記憶があるとする者は、「資格喪失後も平成8年9月30日まで勤務していた。事業所から電話で一度控除された厚生年金保険料を返却すると言われ、後日還付された。区役所で領収書を書いた覚えがある。」と回答している。

以上のことから、申立期間については、A社が申立人に係る被保険者資格の喪失日を

平成8年8月1日として届け、厚生年金保険の被保険者とはしない取扱いを行っていたものと認められる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人の申立期間について、厚生年金保険被保険者として記録の訂正を認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年8月1日から平成2年9月29日まで  
A社に勤務した期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の給与額に見合う標準報酬月額と相違しているため、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社が加入するA社健康保険組合から提出のあった申立人に係る「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」及び「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」で確認できる標準報酬月額は、オンライン記録における申立人の資格取得時及び資格喪失時の標準報酬月額と一致している上、同健康保険組合から提出のあった申立人に係る資格喪失者台帳に記載されている標準報酬月額は、申立期間の標準報酬月額と一致している。

また、A社厚生年金基金の加入記録を管理する企業年金連合会から提出のあった申立人に係る中脱記録照会（回答）に記録されている報酬給与についても、オンライン記録における申立人の申立期間に係る標準報酬月額と一致している。

さらに、A社は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の届出、給与及び保険料控除について、保存期限経過のため残存する資料が無く不明であると回答しており、同社における厚生年金保険料の取扱いについて、申立人が記憶している申立期間当時の上司及び申立人とほぼ同時期に被保険者資格を取得した従業員9人に照会したが、不明であると回答している。

加えて、申立人の申立期間における標準報酬月額に係る記録に不自然な訂正処理は見当たらない。

このほか、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申

立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 52 年 7 月 30 日から 53 年 10 月 1 日まで  
② 昭和 54 年 7 月 9 日から 55 年 6 月 21 日まで  
③ 昭和 56 年 6 月 23 日から 61 年 9 月 28 日まで  
④ 平成 4 年 12 月 7 日から 17 年 8 月 31 日まで

平成 23 年頃、日本年金機構からの通知文書を見て、申立期間の標準報酬月額が実際に受け取っていた給与額よりも低いことに気付いた。申立期間は記録以上の給与を得ていたため、実際に受け取っていた給与額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 A社は、申立人の申立期間①、③及び④に係る標準報酬月額について、社会保険事務所（当時）に届け出た記録に誤りは無く、記録どおりの標準報酬月額に基づく保険料を控除し、納付していると回答しているところ、同社から提出された当該期間に係る申立人の「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」及び「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」に記載された標準報酬額は、いずれも申立人に係るオンライン記録の標準報酬月額と一致している。

また、申立人の給与額及び保険料控除額を確認できる賃金台帳等の資料について、A社は、古いものは残っていないと回答しているものの、同社から提出された平成 12 年分から 14 年分までの給与支払報告書で確認できる当該 1 年分の社会保険料控除額は、申立人に係るオンライン記録の標準報酬月額から推計される社会保険料額とおおむね一致している上、15 年から 17 年までの賃金台帳兼源泉徴収簿で確認できる社会保険料控除額は、申立人に係るオンライン記録の標準報酬月額に基づく社会保険料額と一致している。

さらに、A社は、「当時、B職は歩合制の給与であり、変動が大きいため、最初の標準報酬月額については一律とし、月額変更の処理は行わず、歩合給の標準報酬月額

への反映は、その後の定時決定で行っていた。」旨回答しているところ、申立期間①、③及び④について、同社に係る事業所別被保険者名簿又はオンライン記録によると、申立人及び申立人とほぼ同時期に被保険者資格を取得している従業員の資格取得時における標準報酬月額はいずれも同額である上、標準報酬月額の改定は定時決定により行われていることが確認できる。

加えて、上記事業所別被保険者名簿又はオンライン記録から、申立人とほぼ同時期に被保険者資格を取得した従業員に照会したところ、15人から回答があったものの、いずれも給与明細書等の資料を保有しておらず、厚生年金保険料控除額について確認することができない。

- 2 申立期間②について、C社が加入していたD厚生年金基金から提出された申立人に係る「異動記録マスタ+賞与異動記録マスタ一覧」によると、資格取得時の給付標準額は20万円と記録されており、申立人に係るオンライン記録の標準報酬月額と一致している。

また、C社に係る事業所別被保険者名簿によると、申立人と同じ昭和54年に入社し、申立人より先に厚生年金保険の被保険者資格を取得した従業員30人の資格取得時における標準報酬月額は、申立人と同額の20万円であることが確認できる。

さらに、C社の代表取締役は、「申立人の給与額及び保険料控除額を確認できる賃金台帳等の資料は残っていないため申立期間②当時のことは分からない。」旨回答している上、上記事業所別被保険者名簿から、申立人の前後に記載されている従業員に照会したところ、6人から回答があったものの、いずれも給与明細書等の資料を保有しておらず、厚生年金保険料控除額について確認することができない。

- 3 このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。